

五条川ヘルパーステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人生涯会が開設する五条川ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 五条川ヘルパーステーション
- ② 所在地 稲沢市駅前四丁目1番27号 ロイヤルハウス 1F

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者【1名】

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者【2名以上】

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・ 訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等【2.5名以上（常勤換算）】

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり10円を徴収する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 4 利用者の都合によりサービスの提供を中止する場合は、下記のキャンセル料を徴収する。

キャンセル受付	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	2,000 円

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、稲沢市・清須市の一部区域とする(別紙参照)。

(衛生管理等)

第10条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会(テレビ電話装置等活用して行うことができる)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- ②ステーションにおける虐待の防止のための運用指針を整備すること。
- ③ステーションにおいて、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施すること。
- ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的の実施する。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人生寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- ・本規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
- ・本規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

別紙

■稲沢市

行	町域	行	町域	行	町域
ア	赤池池田町	ア	稲島東	ア	奥田計用町
	赤池居道町		稲島法成寺町		奥田酒伊町
	赤池裏田町		稲葉		奥田島崎町
	赤池北池田町		井之口石塚町		奥田下河町
	赤池北町		井之口大坪町		奥田膳棚町
	赤池坂畑町		井之口大宮町		奥田立長町
	赤池陣出町		井之口沖ノ田町		奥田田畑町
	赤池町		井之口親畑町		奥田大門町
	赤池寺東町		井之口柿ノ木町		奥田町
	赤池天王町		井之口北畑町		奥田町田畑切
	赤池中町		井之口小番戸町		奥田町文七西
	赤池西出町		井之口町		奥田寺切町
	赤池旗屋町		井之口鶴田町		奥田天神町
	赤池東山町		井之口白山町		奥田天目寺町
	赤池広畑町		井之口本町		奥田中切町
	赤池前山町		井之口四家町		奥田長角町
	赤池真崎町		牛踏町		奥田流町
	赤池南町		駅前		奥田白山町
	赤池宮西町		大塚北		奥田馬場町
	赤池山中町		大塚町		奥田堀畑町
	天池金山町		大塚南		奥田南花ノ木町
	天池光田町		大矢青山町		奥田宮長町
	天池五反田町		大矢江西町		下津油田町
	天池町		大矢高田町		下津牛洗町
	天池伝代町		大矢白山町		下津片町
	天池遠松町		大矢真宮町		下津北信正寺町
	天池浪寄町		大矢浄土寺町		下津北山
	天池西町		大矢仙口町		下津北山町
	天池東町		大矢町		下津鞍掛
	天池牧作町		奥田井之下町		下津鞍掛町
	池部町		奥田大沢町		下津小井戸
	稲沢町		奥田神ノ木町		下津小井戸町
	稲沢町北山		奥田北花の木町		下津光明寺町
	稲島		奥田木塚町		下津下町西
	稲島町		奥田切田町		下津下町東

別紙

行	町域	行	町域	行	町域
ア	下津新町	カ	陸田花塚町	サ	島子原町
	下津蛇池町		陸田東出町		島子安賀町
	下津住吉町		陸田本町		島高須賀町
	下津高井戸町		陸田丸之内町		島町
	下津丹下田町		陸田宮前		島東之郷町
	下津大門町		陸田宮前町		治郎丸石塚町
	下津町		日下部北町		治郎丸大角町
	下津寺前町		日下部町		治郎丸北町
	下津土山町		日下部中町		治郎丸郷前町
	下津長田町		日下部西町		治郎丸神木町
	下津二本杉町		日下部花ノ木町		治郎丸清敷町
	下津ふじ塚町		日下部東町		治郎丸高須町
	下津穂所		日下部松野町		治郎丸大明町
	下津穂所町		日下部南町		治郎丸椿町
	下津本郷町		小池		治郎丸天神町
	下津南信正寺町		小池正明寺北街道		治郎丸土井町
	下津南山		小池正明寺町		治郎丸中町
	下津南山町		国府宮		治郎丸西町
	下津宮西町		国府宮神宮町		治郎丸白山町
	下津森町		国府宮町		治郎丸東町
カ	下津矢口町		子生和池田町		治郎丸古江町
	北市場町		子生和円場町		治郎丸細道町
	北市場西町		子生和小原町		治郎丸南町
	北市場本町		子生和子安賀町		治郎丸元町
	北市場南町		子生和坂田町		治郎丸柳町
	北島		子生和山王町		千代
	北島町		子生和神明町		千代町
	木全		子生和住吉町		千代西町
	木全町		子生和町	タ	平江向町
	陸田一里山町		子生和溝師町		平尾苅町
	陸田馬山町		子生和八島町		平金森町
	陸田栗林町	サ	幸町		平苅田町
	陸田高畑町		桜木		平細工蔵町
	陸田町		桜木宮前町		平高道町
	陸田白山町		重本		平蜂ノ坪町

別紙

行	町域	行	町域	行	町域
タ	平佛供田町				
	高重町				
	高重中町				
	附島町				
ナ	中之庄海道町				
	中之庄高畑町				
	中之庄町				
	中之庄堤畔町				
	中之庄長堤町				
	中之庄半田町				
	中之庄元屋敷町				
	長野				
	長野町				
	長束町				
	七ツ寺町				
ハ	東緑町				
	菱町				
	舟橋町				
	法花寺町				
	堀田町				
	堀之内町				
マ	増田北町				
	増田西町				
	増田町				
	増田東町				
	増田南町				
	松下				
	緑町				
ヤ	矢合町				
	横地				
ラ	六角堂西町				
	六角堂東町				

別紙

■清須市

行	町域	行	町域	行	町域
ア	朝日	ハ	春日郷裏	ハ	春日西須ヶ畑
	一場		春日郷ヶ島		春日西牧前
カ	北市場本町		春日郷前		春日西牧南
	清須		春日五反地		春日西余部
サ	新清須		春日三番割		春日二番割
	上条		春日下丑		春日式屋敷
タ	土田		春日下河原		春日野方
ナ	西市場		春日下堤クロ		春日野田町
	西田中		春日下中割		春日八幡
	廻間		春日社子地		春日八幡裏
	花水木		春日白弓		春日八幡前
ハ	春日県		春日新田		春日八幡南
	春日明河原		春日新田畑		春日東小塚
	春日一番割		春日新堀		春日東須ヶ畑
	春日壺屋敷		春日新堀北		春日東出
	春日一本松		春日新町		春日富士塚
	春日稲荷		春日神明		春日二ツ池
	春日杵前		春日定ノ割		春日舟付
	春日午		春日須ヶ田		春日振形
	春日江先		春日須ヶ畑		春日堀田
	春日落合		春日砂賀東		春日宮越
	春日上丑		春日大河戸		春日宮重
	春日上川畑		春日高畑		春日宮重町
	春日上河原		春日立作		春日向河原
	春日上須ヶ田		春日長久寺		春日焼田
	春日上高畑		春日堤クロ		春日屋敷
	春日上堤クロ		春日寺廻り		春日夢の森
	春日上中割		春日天神		春日四番割
	春日川中		春日樋		春日蓮華寺前
	春日河原		春日西		
	春日桑		春日鳥出		
	春日高札		春日中河原		
	春日小塚西		春日中沼		
	春日小塚南		春日長畑		
	春日小松生		春日流		